

外国人観光客への Instagram を活用した情報発信及びコンサルティング業務委託
仕様書（案）

1. 件名

外国人観光客への Instagram を活用した情報発信及びコンサルティング業務委託

2. 目的

現在、世田谷区の魅力を広く発信することを目的として、世田谷区の観光 SNS（Instagram、X）にて情報を発信しているが、日本語のみの発信に留まっている。近年、世田谷区を訪れる外国人観光客が増加していることを踏まえ、英語圏をターゲットに、デジタル媒体を活用したプロモーションを開始する。訪日リピーター層を積極的に誘致することを目的とし、観光地の一つとして世田谷区の認知向上・リーチ拡大を狙う。

日本人向けの SNS との差別化を図り、外国人に刺さるような内容や映像で、多くの方の目に留まる投稿を行い、訪日旅行の訪問先として世田谷への来訪を促進する。

3. 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 委託業務内容

英語圏の外国人をターゲットとし、Instagram にて効果的な情報発信を行うことを目的として、以下の業務を行う。

（1）アカウントの開設、運営

- ・受託者の提案を基に、5 月までにアカウントの方向性やターゲットの設定などについて委託者と協議を行い、6 月以降の投稿スケジュール案を作成すること。
- ・受託者にて英語版アカウントの新規開設を行う。媒体は Instagram とし、アカウント名やプロフィール写真、自己紹介文などの基本的な設定部分から委託者と協議のうえ行うこと。
- ・該当アカウントのインサイトや市場の動向等を基に効果検証を行いながら、リーチ数及びエンゲージメント数・率を増加させるための施策を行うこと。
- ・投稿に対しフォロワーからコメントがあった場合は、必要に応じて返信を行うこと。
（例：海外フォロワーからの場所に関する問い合わせに回答するなど）

（2）アドバイザー業務

- ・今後委託者がノウハウを活かせるように、英語圏でトレンドになっている効果的なタグや外国人に刺さる魅せ方、継続的な閲覧を促すためのコンテンツやコンセプト等を助言すること。

（3）定期投稿用のフィード及びリール用動画の企画・制作・調整

目的を踏まえ、下記テーマに基づいた企画案を提案し、受託者と協議のうえ内容やスケジュール等決定すること。個店の紹介ではなく全体のイメージとして制作すること。

提案書においては、コンセプト、撮影時期、撮影スポット、撮影方法（クルー体制、モデルの

起用有無等) についてわかりやすく示すこと

【テーマ】

- ・世田谷区の観光スポット（昼だけではなく夜の魅力も伝える。）
- ・グルメ
- ・世田谷区のイベント
- ・緑、公園

ア 投稿について

(ア) 投稿頻度

フィード投稿：受託者にて月3回以上（10日に1回の頻度）の投稿を行う。

リール動画：受託者にて年4回以上の投稿を行う。

(イ) 投稿内容

- ・投稿内容は事前に委託者と協議のうえ決定するものとし、統一感のある投稿を行うこと。

イ 取材・撮影

- ・投稿する施設などの情報は、取材等に基づき、正確に掲載すること。
- ・取材の際は、事前に受託者がアポイントを取ること。
- ・投稿に使用する写真及び動画は、原則、本業務の中で新たに撮影すること。
- ・写真や動画において、人物やBGM等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用すること。また、許諾が必要な場合は、受託者にて手続きを行うこと。
- ・使用する写真や動画は、撮影できないなどやむを得ない事情がある場合は、公的機関や民間事業等からの借用や購入を含む外部調達を可とする。なお、その費用は受託者が負担すること。

ウ 編集・記事作成

- ・動画は30～60秒程度の縦型(アスペクト比9:16)を想定するが、効果的な尺であれば長さは問わない。都度委託者と協議を行い決めること。
- ・効果的な音楽や効果音、タグや位置情報の挿入を行うこと。
- ・キャプションは、単なる紹介文とならないように留意し、ターゲットの興味関心を高める内容となるよう工夫すること。

(4) その他

- ・投稿した記事を使った別のプロモーションを図ること。方法については、受託者の提案により、委託者と協議のうえ決定する。
- ・プロモーションを通じ、世田谷区への訪問に関心を持った層がより詳細な情報を世田谷区公式観光情報サイト「Enjoy!SETAGAYA」を通じて取得できるよう、受託者は効果的な誘導施策を実施すること。

(Enjoy! SETAGAYA URL : <https://www.kanko-setagaya.jp/en/>)

(5) 業務実施報告

以下の項目について、月次で報告書を作成し、定例会を実施して報告を行うこと。ただし、両者の合意のもと、オンラインでの開催や書面での報告に替えることができるものとする。

また、9月・3月には業務報告書を提出すること。

- ・投稿件数
- ・フォロワー数（月毎の国・地域の割合、月毎の推移）
- ・「いいね！」数（月毎の推移）

- ・コメント数（月毎の推移）及び主な内容と傾向
- ・リーチ数、エンゲージ数（国内、海外）
- ・業務報告書：フォロワー獲得施策の実績、効果、分析、評価（9月、3月）

5. 成果物の納品

(1) 成果物

提出物	提出期限
・投稿写真、リール用動画	撮影後、随時。
・月次報告書	翌15日まで ※
・業務報告書 （フォロワー獲得施策の実績、 効果、分析、評価）	令和7年9月（6月～8月分） 令和8年3月（9月～3月分）※

※3月提出分については、令和8年3月31日までに提出すること。

その他、提案を基に委託者と適宜相談のうえ、調整、決定する。

(2) 納品形式

動画はMP4（MOVも可）、写真はjpg、png形式にてメール納品すること。

6. 納品先

〒154-0004

世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ4F

（公財）世田谷区産業振興公社

地域活性・交流推進課 地域活性・交流推進係

メール：kanko@setagaya-icl.or.jp

7. セキュリティについて

次のとおり管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合はただちに適切な処理を施すとともに委託者に報告すること。

- ・アカウントの管理については、24時間365日の体制で適切に管理すること。
- ・ログインパスワードについては、定期的に変更し乗っ取り等の対策をすること。
- ・使用端末は限定し、ウィルス感染、個人情報の流出等に対し万全を期すること。

8. 再委託

- （1）本件の履行について業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託先の名称、所在地及び再委託業務内容等を書面にて委託者へ通知し、承諾を得ること。
- （2）再委託にあたっては、本仕様書等に定める履行内容を再委託先の事業者に遵守させ、その管理監督を受託者が負うものとする。

9. 著作権及び著作権

受託者は、本件委託に関する成果物に係る著作権等一切の権利を当該成果物の引き渡し時に公社に無償で譲渡するものとする。

10. 検査について

委託業務終了後、完了届を提出すること。

11. 支払方法

検査合格後、請求に基づき支払う。（1回）

12. その他

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、公社に属するものとし、製作された著作物については、著作者人格権を行使しないことを許諾すること。
- (2) 本業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者負担とする。
- (3) 本業務に制作されたコンテンツ（撮影した写真及び作成した動画等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とするものとする。
 - ・委託者もしくは区が作成・運営するウェブサイト、デジタルサイネージ等
 - ・その他、委託者が効果的と認める媒体
- (4) その他必要な事項があれば委託者と協議の上決定する。

13. 担当

公益財団法人世田谷区産業振興公社 地域活性・交流推進課
TEL：03-3411-6715
FAX：03-3412-2340
メール：kanko@setagaya-icl.or.jp